

見守りネットワークまちだ

活動のてびき



町田市いきいき生活部高齢者福祉課
問い合わせ先 042-724-2140
2021年4月

1 はじめに

現在、国では地域包括ケアシステムという考え方を提唱しています。これは、自助（自身）・互助（地域）・共助（介護サービス）・公助（行政等）の力で、高齢者が住み慣れた地域に長く住めるよう、支えていこうという考え方で

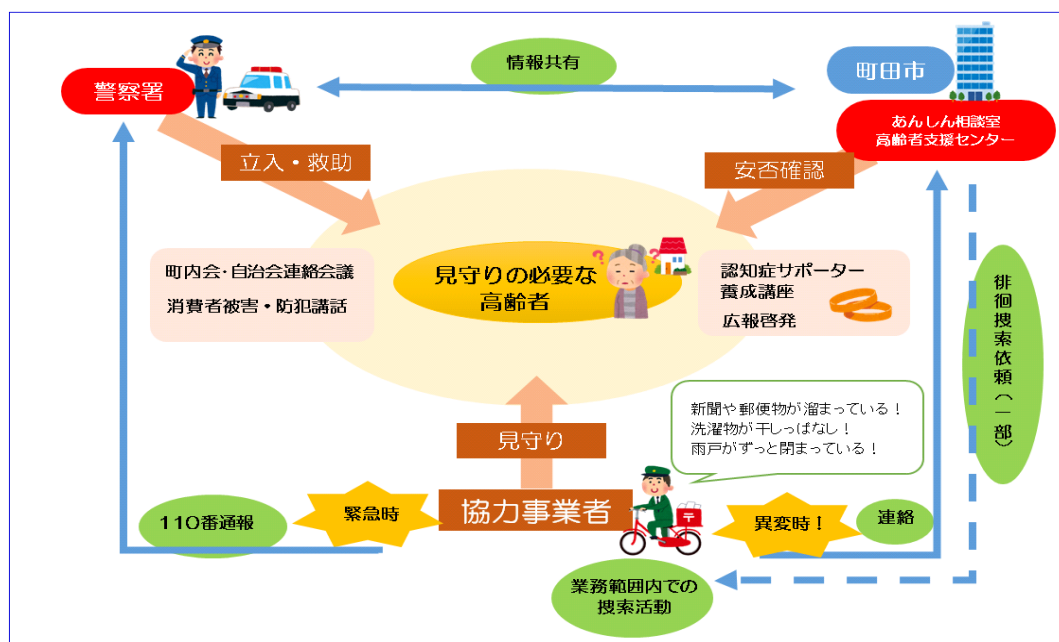
す。そこで、市では地域の高齢者を支えていくための仕組みのひとつとして見守りネットワークまちだと称し、民間事業者と警察署、市との見守りに関する連携を進めています。

2 見守りネットワークまちだについて

高齢者等の日常生活でのささいな異変に気づくためには、様々な民間事業者の協力をいただくことが重要となってきます。

例えば、水道・電気・ガスの検針員、新聞配達員、郵便事業者などは、定期的に高齢者等の自宅を訪問していることから、いち早く異変に気づく可能性があります。また、地域住民が日常的に利用する地元の商店、スーパー、銀行なども、来店時の異変に気づくことが出来るかもしれません。

こういった気づきを相談につなげるため、市では民間事業者に見守りネットワークまちだに登録して頂き、お互いに顔の見える関係となり、連携した活動を行っています。



3 活動内容と期待される役割

日常業務の範囲内での見守りとなるため、「新聞がたまっている」「異臭がする」など地域住民と同様の気づきが主となりますが、ライフライン事業者の場合は「使用量の大幅な変化」「料金滞納による供給停止」といった事業者しか知りえない異変察知の機会もあります。

異変を察知した場合は、市や地域の高齢者支援センター・あんしん相談室へ連絡をお願いしています。

事業者の方が日常業務の範囲内でできる見守りをお願いしています。ただし、福祉事業者や見守りを有償で行っている事業者は対象外となります。

<例えば>

- ① 訪問等による見守り
- ② 毎日の配達による見守り
- ③ 電気・ガスの利用料で著しく変化があった場合
- ④ 定期的に事業者（お店）を利用している高齢者の見守り

4 気づきのポイント

このようなポイントを意識し、異変を感じたら、速やかに連絡をお願いします！



5 対象事業者

- (1) 町田市内で活動している事業者で、高齢者宅への定期的な訪問や高齢者が事業者へ定期利用している場合。
- (2) 上記3の役割を担える事業者。
- (3) その他市長が必要と認めた事業者。

6 登録までの流れ

以下の手続きとなります。

- (1) 町田市高齢者福祉課へ相談をお願いします。(042-724-2140)
- (2) 町田市高齢者福祉課へ登録申請書の提出をお願いします。
- (3) 町田市高齢者福祉課で協力事業者として該当するか審査をします。
- (4) 審査通過後、町田市高齢者福祉課から事業者へ登録承認書と登録証を送付します。

※ 登録を承認するまでに、上記手続きで数週間～1ヵ月程度かかります。

※ 登録していただいた事業者には、認知症の基礎知識や対応方法を習得する為に『認知症サポーター養成講座』の受講をお勧めしております。

7 有効期間

登録の有効期間は、登録日から起算して1年間とします。但し、期間満了の日から3ヶ月前までに、申し出がない場合は、当該期間満了日の翌日から起算して1年間更新されるものとし、以後もまた同様とします。

ただし、以下の事項に該当した場合廃止いたします。

- (1) 個人情報情報の漏洩や目的外利用をした場合
- (2) 暴力団員等が関与している場合
- (3) 不当要求行為等(※)を行っている場合
※不当要求行為…暴力行為、脅迫行為、正当な権利行使を仮装し、又は社会的常識を逸脱した手段により金銭又は権利を不当に要求する行為
- (4) 廃業や事業所移転等したのちに、活動の実態がないことが判明した場合
- (5) その他、協力事業者として不適格な事実が判明した場合

8 市民の方への周知

見守りネットワークまちだへ登録していただいた事業者は、町田市のホームページ（※1）へ掲載します。また、見守り支援シール（※2）を提供し、協力事業者として周知を行います。

また、見守り支援シール等に記載されているマークは、町田市の著作物にあたるため、チラシ等への転載等は原則禁止しています。

※1

（トップページ＞医療・福祉＞高齢者のための福祉＞市民の方へ＞生活・暮らしの支援＞高齢者の見守りについて＞高齢者見守り支援ネットワーク関連事業＞見守りネットワークまちだ（事業者との連携）

※2 見守り支援シール

